

中国遺棄化学兵器処理事業をめぐる動き（平成11年～19年）

平成	政府・国会関係	遺棄化学兵器処理事業	PCIGグループ関係
11年	4月に総理府（現内閣府）に遺棄化学兵器処理担当室を設置。 7月に日中覚書を署名。中国国内での廃棄を確認。		
12年		調査研究事業が「日本国際問題研究所」（4月～）と「PMC」（翌年2月～）に委託される。	
13年			2月にPCI社と日揮（株）との共同企業体のPMCが随意契約で、約10億3500万円を受託。
14年			PMCが随意契約で、約16億円を受託。
15年		15年までに委託された事業総額は222億円。	PMCが随意契約で、約38億2600万円を受託。
16年	9月に外務省・JICAがPCI社の不正請求で第1回目の指名停止。 12月、外務省・JICAが第2回目・6ヶ月の指名停止。	3月に「（株）遺棄化学兵器処理機構」が設立される。 4月、すべての処理対象物の処理技術について燃焼処理することを日中間で一致。 16年度は、4月より総合管理業務で約75億5000万円、17年1月よりハルバ嶺事業準備で約8500万円を随意契約で同「機構」と締結。	<不正流用の構造> グループ企業の「（株）遺棄化学兵器処理機構」が随意契約で事業を受託。 16年度の約75億5400万円のうち、約34億円分の事業をPCI社・日揮共同企業体に再委託。
17年	1月、内閣府がPCI社に第1回目・1ヶ月の指名停止。 6月、外務省・JICAが第3回目・9ヶ月の指名停止。 6月、参院決算委がPCI社問題で決算審査措置要求を決議。 8月、内閣府が第2回目・2ヶ月の指名停止。	17年度は、総合管理業務で約68億3000万円、またハルバ嶺事業準備で約2億2000万円を随意契約で同「機構」と締結。	同共同企業体が、そのうち約2億円をグループ企業のPPM社に再委託。PPM社は、さらに約1億6000万円を子会社の4社に再委託し、この過程で架空経費などを計上し、約9000万円の不正資金を捻出。
18年	9月に会計検査院がJICAの内部調査にもとづく検査を行い、その結果を国会に報告。	同「機構」は平成18年度までの3年間で、約230億5500万円を随意契約で受託した。	
19年	9月に会計検査院が不正請求のさらなる詳細な検査の結果を国会に報告。		10月にPCI社の不正が発覚、東京地検特捜部が関係先を自宅捜査。

（出所）「中国における遺棄化学兵器処理事業」（内閣府遺棄化学兵器処理担当室） 今野東「遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書」「同答弁書」（平成17年4月） 新聞報道等から作成。

（注）<不正流用の構造>は新聞報道によるもので、確認されているものではない。